



立秋を過ぎても、暑さはおさまるところかますます勢いを増しているようです。暑さで昼間の時間に鳴くことができないためか、朝からセミの大合唱です。今年は 8/13 (木) ~ 8/16 (日) まで、夏期休業とさせていただきます。休暇中はお不便をおかけしますが、何卒よろしくお願いたします。熱中症、感染症に気を付けて、よい休暇をお過ごしください。



1. 有給休暇

●シフト制と有給休暇

～付与日数は？有休の賃金は？～

→ ‘いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項’ が改正され、訪問介護労働者の通達になって有給休暇について以下が追加されました。

<シフト制の場合の有給休暇の計算方法>

■付与日数（所定労働日数を算出したい場合）

「1週間の所定労働日数」を以下で計算可

継続勤務年数

「1週間の所定労働日数」

6ヶ月

入職後6ヶ月の労働日数×2

1年6ヶ月以降

前年の労働日数

※目安となる労働日数（1ヶ月10日程度等）が定められている場合、この場合の有休日数が上記を上回る場合は、目安となる労働日数を基に付与日数を計算可

※所定労働日数が未定の場合、8割出勤の計算が難問に

■有休取得時の賃金

（「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」を支払うとしている場合）

時給 時給×有休取得日の所定労働時間

日給 日給と同額

※平均賃金や標準報酬月額ではなく、原則は上記の通常の賃金とすべきではないか？という議論が出ています。

2. 労働時間

●研修、待機、更衣、直行直帰等と労働時間

～労働時間に該当する？該当しない？～

→厚生労働省より、研修・教育訓練、仮眠・待機時間、就業前後、直行直帰・出張につき、労働時間に該当するものしないものについてのリーフレットが出されました。

<労働時間に該当しないもの>

（研修・教育訓練）

・業務上義務づけられていない自由参加のもの

例）弁当は提供しているが参加の強制や不参加の不利益もない終業後の夜間勉強会

（仮眠・待機時間）

・電話等対応の必要がなく実際に業務も行わない仮眠時間

例）週1回の夜間の緊急対応当番で、社用携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごせる場合の待機時間

（就業前後）

・制服の着用が任意だったり自宅からの着用を認めている場合の更衣時間

・道が混んでいたりと従業員が自発的に早めに到着し、業務に従事せず業務指示も受けていない始業前時間

（直行直帰・出張）

・移動中に業務指示を受けず、業務に従事せず、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されている移動時間

→該当するものがあるか、確認してみるようにしましょう。

今月のピックアップ

●高額療養費、月額上限引き上げ！～R8.8から～

標準報酬月額 28～50 万の場合で 80,100 円+1%→85,800 円+1%へアップします。同時に、年間上限（同区分で 53 万円）（令和8年7月号参照）が新設されました。

●最低賃金、今年もアップ！～引き上げ額が6年ぶりに前年度を下回る～

最低賃金が、全国加重平均で 55 円の上昇となりそうです（愛知は 1,194 円に？）。来月号で、みなさんの地域の最低賃金（確定版）を詳しくお知らせさせていただきます。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦 2-15-19

アゼット錦ビル 5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

